

綾瀬市防犯対策関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯対策の推進を図るために補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、地域住民の防犯意識を高めるとともに効果的な防犯対策を推進し、犯罪が減少されることを目的とする。

(補助対象及び補助額)

第3条 補助対象団体は、綾瀬市防犯協会とする。

2 対象事業は、次のとおりとする。

- ア 防犯灯の設置、補修及び維持管理に係る事業
- イ 犯罪抑止運動に関する施策の推進を図るための事業
- ウ 犯罪抑止教育に関する施策の推進を図るための事業
- エ その他、市長が特に認めた事業

3 補助額は、市長が予算で定める範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に、対象団体の総会等において承認された事業計画書及び収支予算書を添えて、5月末日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第2号に定める「これに代わる書類」とは、対象団体の総会における資料（以下「総会資料」という。）の収支予算書に議決日を記入したものである。

(変更等の承認)

第5条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、綾瀬市防犯対策関係補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（第1号様式）に内容及び理由を記載し、市長に提出するものとする。

(交付決定通知)

第6条 規則第7条に規定する交付決定の通知は、綾瀬市防犯対策関係補助金（変更・中止・廃止）交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(補助金の交付期日)

第7条 補助金の交付は、請求があった日から速やかに交付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受理した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、規則第12条第1項に定める補助事業等実績報告書に、総会等において承認された事業報告書及び収支決算書を添えて、5月20日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条第1項第1号に定める「これに代る書類」とは、総会資料の収支決算書に議決日を記入したものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市防犯対策関係補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

印

年 月 日付で交付決定を受けた 年度綾瀬市防犯対策関係補助金に係る補助事業を次のとおり申請（変更・中止・廃止）したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市防犯対策関係補助金（変更・中止・廃止）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました 年度綾瀬市防犯対策関係補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条・第13条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件